

## V 「目指すべき都市像」の実現に向けて

### 1 協働のまちづくり推進のための役割分担

本市は、市民、事業者、市の協働により、中心市街地の活性化などのにぎわい創出や、水と緑豊かな都市環境の形成などに取り組んできました。

都市計画マスタープランが目指す都市像を実現するため、市民、事業者、市が相互に連携・協力し、協働によるまちづくりを推進します。

#### 市民の役割

市民とは、市民一人ひとり、町内会等のコミュニティ組織、まちづくり活動団体のことを言います。

市民は、まちづくりの主役として、まちづくりに対する関心を持ち、地域の課題を認識し、その課題解決に向けてまちづくり活動や地域コミュニティ活動に積極的に参加することで、地域活動の活性化に貢献します。

町内会等のコミュニティ組織、まちづくり活動団体は、地域に密着したまちづくりを実践するとともに、指定管理者制度等を活用した公共施設の管理・運営や、にぎわいや活気の創出、良好な住環境の形成など、地域の魅力を高めるエリアマネジメント活動を実施します。

#### 事業者の役割

事業者とは、市内において事業活動を行う事業所、開発や建築行為などの事業を行う主体のことを言います。

事業者は、自らの活動が地域に影響を与えるという自覚と責任を持ち、都市計画マスタープランが目指す都市像を認識した上で、事業活動を通じた地域経済の活性化や地域課題の解決、まちの魅力向上に貢献するとともに、市民や行政が進めるまちづくりに参画・協力します。

また、公共施設の新設・更新や公的不動産の有効活用、まちのにぎわいづくりにおいては、民間企業としての施設経営や資金調達、集客などのノウハウを提供するなど、官民連携のまちづくりに参画します。

#### 市の役割

市は、まちづくりの主体である市民や事業者に対し、都市計画マスタープランの周知を図るとともに、市ホームページや広報紙、パンフレットの配布、出前講座等の開催など様々な手法を通じた情報提供や意識啓発など、市民や事業者のまちづくり活動を支援します。

都市計画マスタープランに基づく施策・事業の推進にあたっては、市民や事業者の意見を尊重しながら、庁内の関連部署との連携を図ります。また、国や県の補助制度等を有効に活用しながら、必要な財源の確保等に努めます。

## 2 都市計画マスタープランに基づく総合的な都市づくり

都市計画マスタープランが目指すべき都市像の実現にあたっては、同プランに基づくコンパクトなまちづくりの推進や都市計画制度などの活用を図るとともに、国、県、隣接市町との広域連携を強化します。

### (1) コンパクトなまちづくりの推進

市街地における生活や都市活動の質を高めながら市街地の人口を維持し、都市機能の集積については中心拠点と地域拠点の2段階構成とすることで、市民の生活行動のコンパクト化を目指します。

医療・福祉や教育・文化、産業・経済、公共施設の再編など、他分野の施策を展開する際には、都市づくりの総合的な指針である都市計画マスタープランと整合を図るとともに、都市機能の誘導にあたっては、公共施設の再配置の機会や公的不動産の活用を検討します。

### (2) 都市計画制度の活用

#### 1) 土地利用

コンパクトシティの実現に向けて、土地利用や都市基盤の整備などまちづくりの動向を踏まえ、必要に応じて用途地域の指定や見直しを検討します。

居住や就業する場の身近なまちづくりでは、市民による地域特性を活かしたまちづくりルールとして、地区計画、建築協定、緑地協定、景観協定など制度の活用を支援します。

市街化調整区域については、市街化の抑制を基本としながら、地域コミュニティの維持の観点から、地区計画制度や開発許可制度を適正に運用します。

#### 2) 都市施設整備や市街地開発事業の推進

都市の骨格となる都市計画道路や幹線的なバス路線となる道路の整備、中心市街地や地域の生活拠点となる市街地の再整備など、コンパクトシティを実現する上で効果的な事業を推進します。

新たに整備の必要性が生じた都市施設や市街地開発については、都市計画決定により都市計画に位置づけるため、適切な時期に情報を公開し、市民の意見を反映しながら推進します。

### (3) 広域的な連携

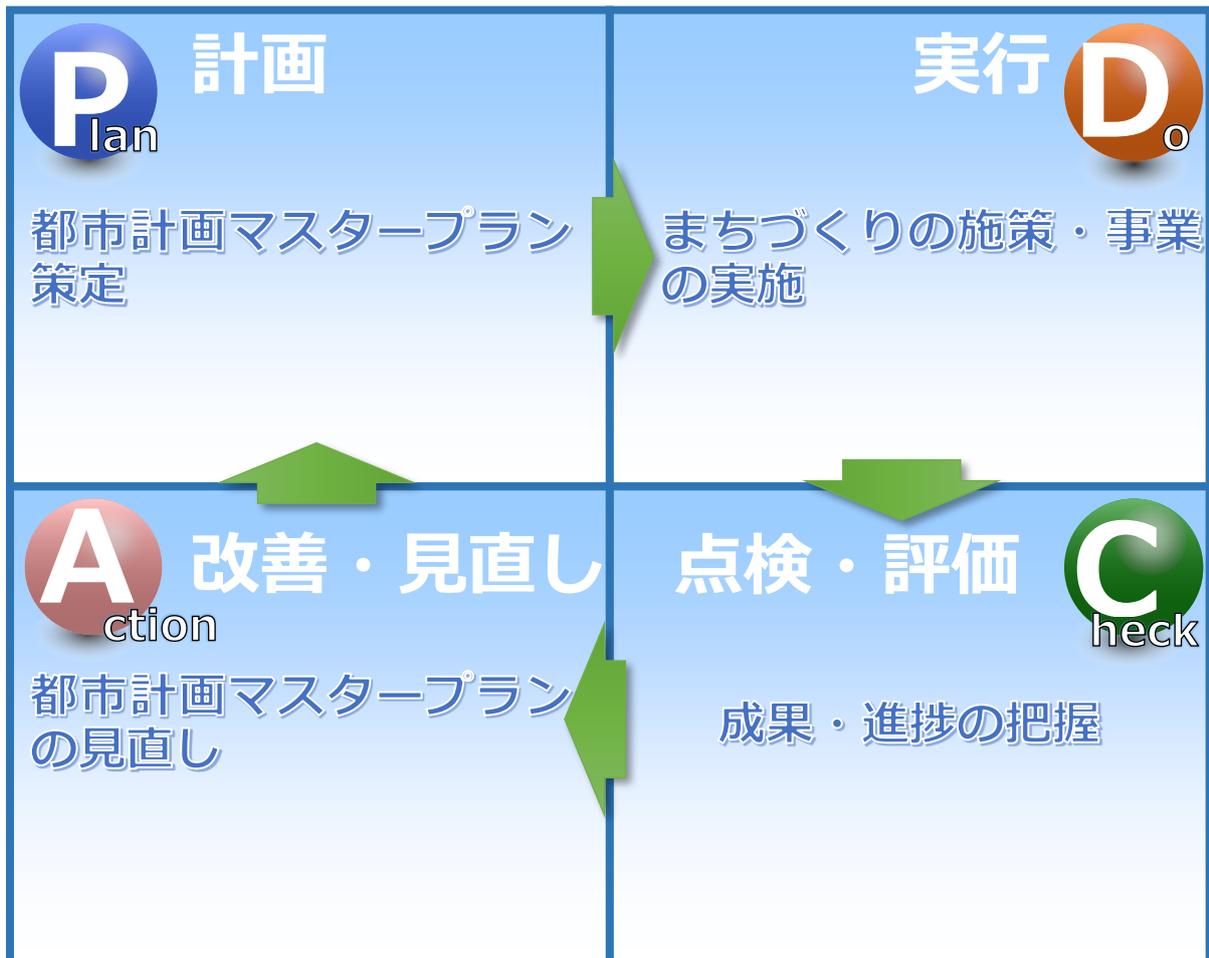
都市間を連絡する幹線道路や公共交通、大規模な公園・緑地、河川管理施設、市域を超えて利用される公共施設などは、広域的な観点で計画、整備される都市基盤であり、これらの整備推進や維持管理にあたっては、国、県、隣接市町と役割分担します。

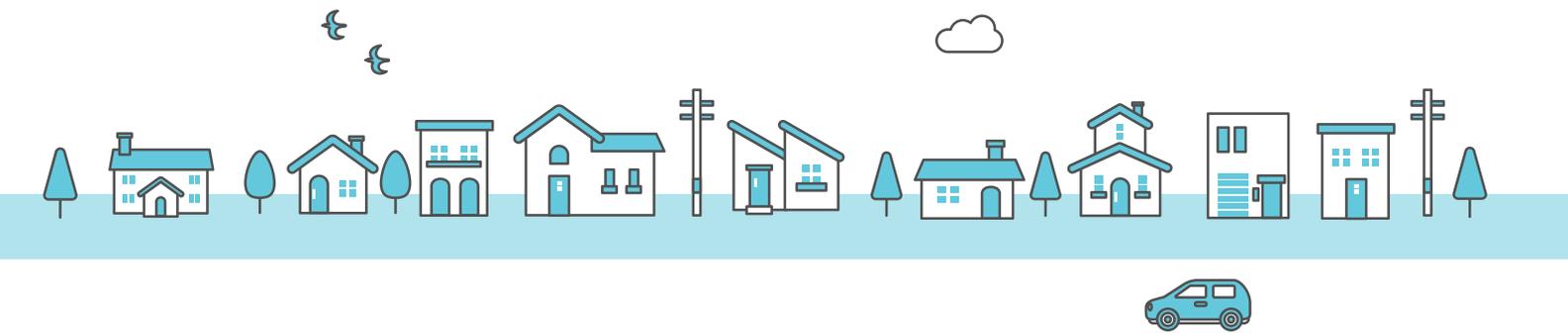
国や県などが主体となる事業では、都市計画マスタープランが目指す都市像の実現のほか、市民や事業者の意向も踏まえ事業が円滑に推進するよう働きかけます。

### 3 計画の進行管理と継続的な改善

都市計画マスタープランは、計画期間をおおむね10年間とする中長期的な視点からの都市計画の基本方針であり、目指すべき都市像を実現していくため、計画に基づく施策・事業等の取組を把握し進行管理を行います。

PDCAサイクルによる計画的かつ適切な管理点検を行い、サイクルの各段階での情報の公開に努めるとともに、継続的に改善します。

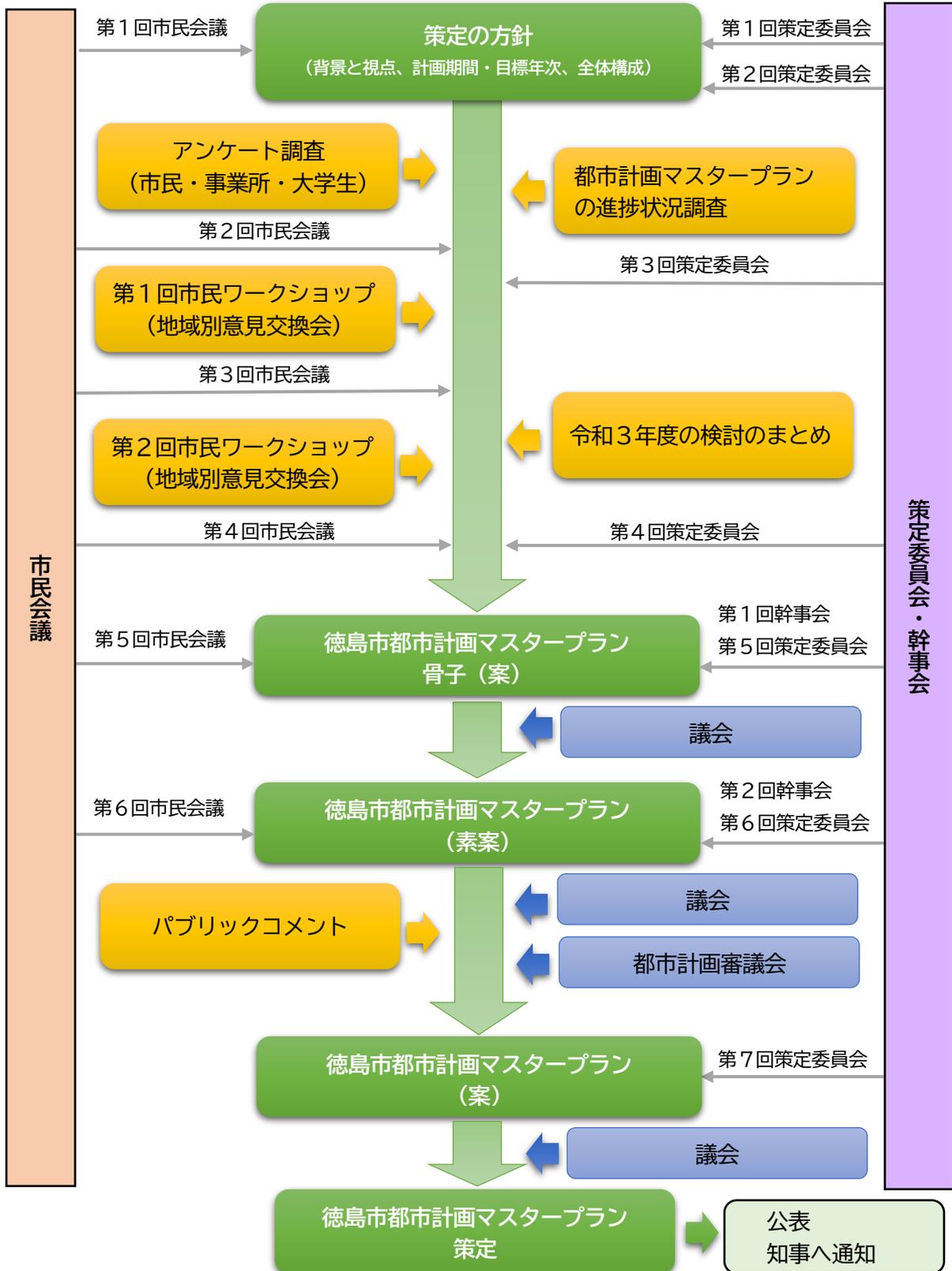




# 参考資料

## 1 策定経緯

### (1) 策定手続き



## (2) 市民参加の状況

### 1) アンケート調査の概要

「徳島市都市計画マスタープラン」の策定に向け、令和3年度に市民、事業所、大学生を対象にアンケート調査を実施しました。

#### ① 市民アンケート

調査手法	アンケート調査 配布・回収ともに郵送方式による				
調査対象	市民 3,000 人(満 18 歳以上、住民基本台帳から無作為抽出)				
調査期間	令和3年7月 21日(水)～8月 10日(火)				
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"><li>● 徳島市のまちづくりへの評価</li><li>● 普段使用している交通機関</li><li>● 身近に必要な施設</li><li>● 防災まちづくり</li><li>● まちづくりの進め方</li></ul>				
配布数	3,000 件	回収数	902件	回収率	30.1%

#### ② 事業所アンケート

調査手法	アンケート調査 配布・回収ともに郵送方式による				
調査対象	事業所 500社(業種、規模等を考慮して抽出)				
調査期間	令和3年7月 21日(水)～8月 10日(火)				
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業所周辺での課題</li><li>● 今後の事業計画</li><li>● 徳島市のまちづくりへの評価</li><li>● 事業所のまちづくりへの参画</li></ul>				
配布数	500 件	回収数	191 件	回収率	38.2%

#### ③ 大学生アンケート

調査手法	アンケート調査 直接配布・直接回収による				
調査対象	大学生 500人(3大学:徳島大学、徳島文理大学、四国大学)				
調査期間	令和3年7月 13日(火)～8月 10日(火)				
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"><li>● 徳島市のイメージ</li><li>● 徳島市での今後の居住意向</li></ul>				
配布数	500 件	回収数	414 件	回収率	82.8%

## 2) 市民ワークショップ（地域別意見交換会）の概要

「徳島市都市計画マスタープラン」の策定に向け、令和3年度に市民ワークショップ（地域別意見交換会）を開催しました。市内を9地域に区分し、各地域で2回ずつ（延べ18回）開催しました。

開催期間	参加者数	概要
【第1回】 令和3年10月26日(火) ～11月26日(金)	186人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事前説明（都市計画マスタープランについての説明やワークショップの進め方等）</li> <li>● 地域の魅力や課題・住みたいまちのイメージについて</li> </ul>
【第2回】※ 令和4年1月19日(水) ～3月10日(木)	129人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回ワークショップの振り返り</li> <li>● 地域のまちづくりの方向性（案）</li> <li>● 地域のまちづくりを進めるための役割（協働のまちづくり）</li> <li>● キャッチフレーズ（イメージ）</li> </ul>

※第2回の開催日程のうち、

- ・令和4年1月19日（水）渭北・渭東・沖洲地域
- ・令和4年1月21日（金）内町・新町・東富田・西富田地域

については、対面で開催しました（参加者数29人）。

残りの7地域は、新型コロナウイルス感染症のまん延により、安全・安心な開催が困難であると判断し、第1回市民ワークショップ（地域別意見交換会）の参加者（143人）に対し、第1回の開催結果を書面にて報告するとともに、意見募集による書面開催としました。なお、意見募集の期間（開催期間）は、意見募集シートの返送が最後に確認された3月10日（木）までとしました（意見提出者数100人）。

(3) 徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議の開催状況

年度	会議名	出席委員数	テーマ
令和3年度	第1回市民会議	14人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民会議設置の趣旨</li> <li>● 徳島市都市計画マスタープラン策定の方針</li> <li>● 策定スケジュール</li> <li>● アンケート調査方法</li> </ul>
	第2回市民会議	14人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アンケート調査の結果（速報版）</li> <li>● 現行の都市計画マスタープランの進捗状況調査の結果</li> <li>● 市民ワークショップ（地域別意見交換会）の開催方法</li> </ul>
	第3回市民会議	15人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アンケート調査結果（最終報告）</li> <li>● 第1回市民ワークショップ（地域別意見交換会）の開催結果</li> <li>● 第2回市民ワークショップ（地域別意見交換会）の開催方法</li> </ul>
	第4回市民会議	16人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2回市民ワークショップ（地域別意見交換会）の開催結果</li> <li>● 令和3年度の検討のまとめ</li> <li>● 令和4年度の策定スケジュール</li> </ul>
令和4年度	第5回市民会議	15人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年度の策定スケジュール</li> <li>● 徳島市都市計画マスタープラン骨子（案）</li> </ul>
	第6回市民会議	12人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 徳島市都市計画マスタープラン（素案）</li> </ul>

## (4) 徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に基づき、本市の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するにあたり、学識経験者、市民等から広く意見を取り入れるため、徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関する事項
- (2) その他市民会議の目的を達成するために必要な事項

### (組織及び任期)

第3条 市民会議は、委員16人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者、公募市民等の中から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から市民会議の目的が達成された日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

### (書面による審議)

第6条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

### (専門部会)

第7条 市民会議の協議事項について、専門的見地から意見を聴くため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の組織、その他必要な事項は、会長が別に定める。

### (事務局)

第8条 市民会議の事務局は、企画政策部都市計画課に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年8月20日から施行する。

(5) 徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議委員名簿

(敬称略、50音順)

氏名	所属	役職	備考
東 孝行	徳島バス株式会社 企画管理部	副部長	
井上 義彦	徳島県 県土整備部 都市計画課	課長	令和3年度
岡山 千賀子	徳島文理大学 人間生活学部 児童学科	准教授	
小川 宏樹	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	教授	
奥嶋 政嗣	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	教授	会長
柏原 他加子	徳島商工会議所 女性会	副会長	
黒田 忠良	一般社団法人 ツーリズム徳島	代表理事	
高源 真由美	公益社団法人 徳島県建築士会	副会長	
佐々木 志保	公益財団法人 徳島経済研究所	研究員	副会長
島田 和男	徳島市コミュニティ連絡協議会	会長	
鈴江 恭子	公募委員		
瀬戸 恵深	公募委員		
滝本 千春	徳島市農業協同組合 加茂名支所	支所長	
谷川 健治	徳島県 県土整備部 都市計画課	課長	令和4年度
辻岡 卓	四国大学 経営情報学部 メディア情報学科	准教授	
板東 恵子	社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会	副会長	
松崎 美穂子	NPO 法人 子育て支援ネットワークとくしま	代表理事	

(6) 徳島市都市計画マスタープラン策定委員会

年度	会議名	備考
令和3年度	第1回策定委員会	※策定委員会：主に部長級で構成 ※幹事会：主に副部長級で構成
	第2回策定委員会	
	第3回策定委員会	
	第4回策定委員会	
令和4年度	第1回幹事会	
	第5回策定委員会	
	第2回幹事会	
	第6回策定委員会	
	第7回策定委員会	

## 2 用語解説

行	用語	説明
あ	アウトドアスポーツ	野外で活動する運動の総称。一般には自然の中で活動する運動を指すことが多い。
	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。
	液状化	地震の振動により砂質の地盤が一時的に液体状になり、地盤の上にある家屋などの建物が沈んだり、傾いたり、場合によっては倒れる現象。
	SDGs 未来都市	地方創生 SDGs の達成に向け、優れた SDGs の取組を提案する地方自治体。本市は令和4年5月に内閣府から選定されている。
	NPO（エヌピーオー）	「Nonprofit Organization」の略。民間企業のように利益の配分を目的とせず、社会的課題に対し自らの手で課題を解決しようとする団体（民間非営利団体（組織））。
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者などによる主体的な取組み。
	LED（エルイーディー）	「Light Emitting Diode」の略。発光ダイオード。
	オープンスペース	都市における公園・緑地・街路・河川敷などの建物に覆われていない空間。
	温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどの地球温暖化の主な原因である温室効果をもたらす気体の総称。
か	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「排出を全体としてゼロ」とは、温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更（都市計画法第4条）。
	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水をまとめて処理する浄化槽であり、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。
	河道掘削	洪水時の水位を低下させるため、河道を掘って水が流れる面積を広くすること。
	河道断面	河川を横に切ったときの断面で、一方の堤防からもう一方の堤防までの断面を河道断面という。
	環状道路	都市の一部又は全体を円上にとりまく形に設けられた道路であり、外部からの通過交通を受け止め、都市部のスムーズな交通を実現するために構想された道路。
	狭あい道路	日常生活や緊急車両の通行に支障をきたす恐れのある道幅が4m未満の狭い道路（細街路）。
	供給処理施設	水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設を指す（都市計画法第11条第1項第3号）。本市では、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場を都市計画決定している。
	協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

行	用語	説明
か	緊急輸送道路	災害時において、人命の救助や生活物資・資機材等の広域な緊急輸送を円滑に行うため、主要幹線道路及びこれら幹線道路と防災上重要な拠点を結ぶ道路。
	区域区分	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域とに区分すること（都市計画法第7条）。
	GX（グリーン・トランスフォーメーション）	温室効果ガスの排出源である化石燃料中心の経済・社会・産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること。
	景観協定	土地所有者等の全員の合意によって、良好な景観の形成に関する協定を締結する制度。
	景観計画	都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域における良好な景観の形成を促進するために定められる計画。
	景観計画区域	景観計画の対象区域。区域内では良好な景観の保全・形成のために規制・誘導が行われる。
	建築協定	土地所有者等の全員の合意によって、良好な環境のまちづくりに関する協定を締結する制度。
	公共下水道区域	公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、公共下水道区域とは、公共下水道に接続が可能な区域のこと。
	高次都市機能	日常生活を営む上で必要な機能を超えた質の高い商業、業務、情報、教育、文化などの都市的サービスを提供する機能。
	交通結節点	様々な異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）が交わる地点。
	交通需要マネジメント	自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組のこと。
	国勢調査	国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象として5年ごとに実施される国の最も重要な統計調査。
	国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に対する必要な事前防災・減災、迅速な復旧復興に資する施策を推進することを目的に策定する計画（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条）。
	コミュニティバス	住民の移動手段を確保するため、自治体・地域の住民団体・NPO法人等が主体的に計画・運行する乗合バス。
コンパクトシティ コンパクトな都市づくり コンパクト・プラス・ネットワーク	市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市政策のこと。	
さ	シームレス	「継ぎ目のない」という意味。まちづくりにおけるシームレス化とは、交通機関間の乗継ぎや交通ターミナル内の歩行・乗降に際しての段差などを解消し、出発地から目的地までの移動を円滑で利便性の高いものにする。

行	用語	説明
さ	市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（都市計画法第 7 条）。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域（都市計画法第 7 条）。
	市街地開発事業	一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うもの。土地区画整理事業や市街地再開発事業など（都市計画法第 12 条）。
	自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織。
	事前復興	被災前からの復興に向けた様々な取組の総称。「準備する事前復興（対応方針の作成、地籍調査等）」と「実践する事前復興（施設整備、イメージトレーニング等）」に分類される（徳島県復興指針より）。
	持続可能な開発目標（SDGs）	「Sustainable Development Goals」の略。2016 年から 2030 年までの国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており「地球上の誰一人として取り残さない」と誓われている。
	持続可能な都市	将来にわたり、環境にやさしい社会システムのもと、安定的な経済活動が営まれることにより、人々が健康で安全にかつ快適に生活できる都市。
	指定幹線道路	徳島市都市計画法施行条例第 7 条第 4 号に規定する市長が指定する道路。
	指定管理者制度	公共施設等の管理・運営を営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなどの法人や団体が包括的に代行できる制度。
	人口集中地区（DID）	国勢調査において、人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区。
	スポンジ化	都市の内部で空き地や空き家がランダムに発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのような状態となり都市の密度が低下すること。
	住民基本台帳	市町村ごとに作成された氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもの。
	集約型都市構造	都市の無秩序な拡大を防止し、商業、業務などの都市機能の集積や公共交通などを活かした集約拠点の形成などにより、コンパクトな市街地を形成した都市構造。
	生活サービス施設	商業施設のほか、医療施設（病院及び診療所）、福祉施設（通所系や訪問系、小規模多機能施設）を指す。
	総合計画	地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる行政運営の総合的な指針で、将来のまちづくりの基本理念や将来像、その将来像を実現するための政策の方向性、具体的施策などを示し、それらの施策を総合的・体系的に取りまとめた計画。
ゾーン 30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的に定められる区域（ゾーン）。ゾーン内の道路の最高速度を時速 30km とする交通安全対策。	

行	用語	説明
さ	Society5.0（ソサエティ5.0）	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く5つ目の社会として「第5期科学技術基本計画」において提唱された考え方。先端技術の活用や情報の共有により、新たな価値が創造されるとともに、様々な社会課題が解決される社会のこと。
た	大規模集客施設	劇場、映画館、店舗、飲食店、遊技場等の建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの（建築基準法別表2(か)より一部抜粋）。
	ダイバーシティ	性別、人種、国籍、宗教、年齢、学歴、職歴など、人に違いをもたらすあらゆる面で多様な人材を積極的に活用しようという考え方。まちづくりでは、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会を指す。
	多自然型護岸	従来のコンクリートに覆われた護岸ではなく、安全性を保ちながら自然生態系をこわさず景観にも配慮した護岸。
	脱炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量との均衡を達成する持続可能な社会のこと。
	地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼を築きながら、そこに住んでいる人たちが自主的に住みよくしていくための集団。
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、地方自治体が、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
	地域資源	各地域で保全や活用が期待される自然環境や歴史・文化資源など。
	地区計画	建築物の建築形態、公共施設の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画で建物用途、建ぺい率、容積率、高さ等を定めることができる。
	地形図	測量を元に地形を精細に表した地図。都市計画基本図。白図。
	地方回帰	都市に住む住民が地方へ移住する現象のこと。
	地方創生	東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策。
	低未利用地	既成市街地内の更地、遊休化した工場、駐車場など、有効に利用されていない土地。
	DX（デジタル・トランスフォーメーション）	進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと。
	特別用途地区	地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等の特別な目的の実現を図るため、用途地域を補完し建築物の用途規制の強化や緩和を行う地区。
	都市機能	医療、福祉、商業施設など、都市の生活を支える機能。行政機能、商業、教育、観光、医療・福祉など。電気や水道の供給、交通手段の提供も含まれる。
	都市基盤	道路、公園、下水道など、都市の諸活動を支える基盤。
	都市計画区域	機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるとして都道府県が定める区域（都市計画法第5条）。

行	用語	説明
た	都市計画区域マスタープラン	都道府県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針であり、その区域における都市計画の基本的な方向性を示すもの（都市計画法第6条の2）。
	都市計画公園	良好な都市環境の形成や市民の憩いの場として都市計画で定めた公園。
	都市計画提案制度	土地所有者等が都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更を提案することができる制度（都市計画法第21条の2）。
	都市計画道路	快適な都市活動や良好な市街地環境を形成するため配置される都市の骨格となる都市計画決定した道路。
	都市計画法	都市の無秩序な開発を防止し、計画的な都市づくりを推進するため、都市計画の内容や手続、土地利用等の制限、都市計画事業等を定めた法律。
	都市計画マスタープラン	市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、総合計画や都市計画区域マスタープラン等に即して定める（都市計画法第18条の2）。
	都市構造	都市の骨格的な自然要素や土地利用をもとに、都市機能の配置の概念を表したもの。
	都市施設	道路、公園、下水道、河川、その他公共公益施設等で、都市生活を営む上での主要な施設（都市計画法第11条）。
	都市的土地利用	住宅地、商業、工業地等、市街地として利用されている土地の利用形態。
な	南海トラフ地震	南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震。南海地震や東南海地震、東海地震などが含まれ、それぞれが単体で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。
は	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所、避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	バスレーン	路線バス等の優先通行のために設けられた車線。
	バリアフリー	障害者や高齢者が生活していく上での障壁を取り除こうという考え方。段差等の物理的障壁の除去だけでなく、より広い意味で障害者や高齢者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去していくことにも用いられる。
	PDCA（ピーディーシーエー）サイクル	Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価・検証）－Action（見直し・改善）というサイクルにより進行を管理するシステム。
	ヒートアイランド	都市化の進展による緑地の減少やエネルギー消費の増大などにより、都市部の気温が郊外に比べて上昇する現象。
	避難所	身を守った後、自宅が被害にあった場合に一時的に生活する場所。
	避難場所	身を守るために、緊急的に逃げる場所。
	ひょうたん島	中心市街地にある、新町川、助任川に囲まれた地域。その形がひょうたんに似ていることから、親しみを込めて「ひょうたん島」と呼ばれている。

行	用語	説明
は	風致地区	都市における自然的景観（都市の風致）を維持するため、都市計画法に基づき指定する地区。
	復興事前準備	平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。
	防火地域・準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、建築物の構造等を規制するもの。
	防災調整池	河川沿いの低地などに人工的な池を設け、大雨の際に河川の流量を調整する施設。
	フォローアップ	すでに行った取組に対して、時間をおき再度その事柄を強化、また効果を確認するための行動のこと。
ま	まちなか観光	文化施設や商業施設及び歴史文化資源、グルメやイベント等の多様な魅力を活かした都心部における観光。
	まちなか居住	交通の便がよく、商業・文化・医療・教育施設等が充実した都心部等に居住すること。
	メンテナンスサイクル	点検・診断・修繕などの措置や記録を、くり返し行う業務サイクルのこと。
や	優良農地	一団のまとまりのある農地や生産性が高い農地など良好な営農条件を備えた保全を促進すべき農地。
	ユニバーサルデザイン	特定の人を対象とせず、すべての人が利用可能であるように、製品、建物、環境等に配慮した設計（デザイン）を行うこと。
	用途地域	市街地における建築物の用途等を規制することで、住居、商業、工業などの良好な市街地環境の形成を目指すため指定する地域。
ら	流域治水	気候変動を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策。
	緑地協定	土地所有者等の全員の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。
	臨港地区	港湾における様々な活動の円滑化や港湾機能を確保し適正な管理・運営を行うために定める地区。
	リニューアル	老朽化した施設や建築物の一部又は全部を作り替えたり、別のものに取り換えたりし、新しいものに作り直すこと。
わ	ワークショップ	市民、行政、専門家等が同じ立場で相互のコミュニケーションを大切にしながら特定のテーマについて討議し、結論を出す手法。

徳島市都市計画マスタープラン 令和5年3月

発行：徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

電話：088-621-5493